

2020年5月25日

各位

会社名 株式会社スペースバリューホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 CEO 森岡 直樹  
(東証1部・コード番号1448)  
問合せ先 執行役員コーポレート本部 IR広報部長 島田 英樹  
電話番号 03-5439-6070

### 定款一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、2020年3月13日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2020年6月24日開催予定の第2回定時株主総会でご承認いただくことを前提に監査等委員会設置会社への移行を予定しております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更

##### (1) 変更の目的

- ① 今後の当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加するものであります。
- ② 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定時株主総会開催日 2020年6月24日（予定）  
定款変更の効力発生日 2020年6月24日

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

氏名	新役職名（予定）	現役職名
森岡 直樹	代表取締役社長CEO	同左
鈴木 啓介	常務取締役	同左
菊地 潤也	取締役	同左
水野 聡彦	取締役	同左
上田 秀樹	取締役	同左
中堀 雅臣	取締役	同左
妹尾 喜三郎	社外取締役	社外監査役
柴田 美鈴	社外取締役	新任

※新任取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者について

氏名 (生年月日)	略歴
柴田 美鈴 (1974年7月25日生)	2000年10月 弁護士登録 米津合同法律事務所入所 2001年11月 NS 総合法律事務所開設 2003年1月 アステラス製薬(株)社内治験審査委員会 委員 2007年4月 法政大学法科大学院法務研究科兼任講師 2007年10月 金融庁監督局総務課信用機構対応室課長 補佐 2014年7月 特定非営利活動法人ジャパンハートクラ ブ監事（現任） 2017年4月 司法研修所民事弁護教官 2017年6月 デリカフーズホールディングス(株)社外取 締役（現任） （重要な兼職の状況） デリカフーズホールディングス(株)社外取締役

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名 (予定)	現役職名
黒澤 均	取締役	常勤監査役
紙野 愛健	社外取締役	同左
樋渡 利美	社外取締役	同左

(3) 退任予定監査役

氏名	現役職
荒川 勝治	社外監査役

(4) 異動予定日 2020年6月24日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 <u>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理する(当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う)ことを目的とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(1) ~ (15)</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条~第18条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 <u>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p><u>(1) 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理する(当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う)ことを目的とする。</u></p> <p>①~⑮ (現行どおり)</p> <p><u>(2) 不動産の売買、賃貸、管理及び保有</u></p> <p><u>(3) 有価証券の運用、投資、売買及び保有</u></p> <p><u>(4) 前各項に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条~第18条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="327 309 695 338">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="264 387 400 416">(員 数)</p> <p data-bbox="248 427 774 499">第19条 当社の<u>取締役</u>は、10名以内とする。</p> <p data-bbox="456 548 564 577">(新 設)</p> <p data-bbox="264 667 400 696">(選任方法)</p> <p data-bbox="248 707 774 779">第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="300 869 643 898">2 (条文省略)</p> <p data-bbox="300 909 643 938">3 (条文省略)</p> <p data-bbox="264 987 400 1016">(任 期)</p> <p data-bbox="248 1028 774 1176">第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="456 1225 564 1254">(新 設)</p> <p data-bbox="456 1384 564 1413">(新 設)</p> <p data-bbox="264 1664 627 1693">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="248 1704 774 1776">第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p data-bbox="898 309 1267 338">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="836 387 971 416">(員 数)</p> <p data-bbox="820 427 1345 539">第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は10名以内とする。</p> <p data-bbox="874 548 1345 620">2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="836 667 971 696">(選任方法)</p> <p data-bbox="820 707 1345 819">第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="868 869 1243 898">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="868 909 1243 938">3 (現行どおり)</p> <p data-bbox="836 987 971 1016">(任 期)</p> <p data-bbox="820 1028 1345 1220">第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="874 1229 1345 1377">2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="874 1386 1345 1619">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="836 1664 1198 1693">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="820 1704 1345 1852">第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規則) 第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(員 数)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(任 期)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会規則)</u>	(削 除)
第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削 除)
<u>(報酬等)</u>	(削 除)
第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u>	(削 除)
第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者も含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(削 除)
2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u>	(削 除)
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
(新 設)	第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新 設)	第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

